

2018年5月16日

株式会社 山陰合同銀行

「島根県医学生・看護学生等貸付金及び返還金徴収」事務受託について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、島根県指定金融機関業務の一環として、新たに「島根県医学生・看護学生等貸付金に係る貸付金の支出事務並びに貸付金の元利償還金の徴収及び収納事務」業務を受託しましたのでお知らせします。

「島根県医学生・看護学生等貸付金」は、島根県が将来県内で勤務する意思のある医学生、看護学生等に対する支援を目的で取り組まれる貸付制度で、従来は、その募集、資金交付、償還等の各種関係事務をすべて島根県が行っていました。

今般、島根県は貸付金制度の利便性の向上と、事務の効率化を図る目的から、事務の一部を外部に委託する方針を出され、当行が公募提案競技に応募し、正式採択に至ったものです。

今回の事務受託により貸付金利用者は振込みによる償還が可能になる等、利便性が向上します。

当行は、今後も本来業務で培ったノウハウを行政サービスに活用することで、業務の効率化に貢献することはもとより、指定金融機関業務における新たな収益機会の拡大を図ってまいります。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 受託業務の名称 | 島根県医学生・看護学生等貸付金事務 |
| 2. 受託期間 | 2018年4月1日 ～ 2021年3月31日 |
| 3. 受託業務の内容 | 貸付金の支出、元利償還金の徴収及び収納事務
(但し、貸付者の決定、督促業務等は除く) |

以 上